

令和5年第4回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回臨時会
2	開会	令和5年5月23日
3	閉会	令和5年5月23日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	12件（うち議員提出 1件）
7	議決の状況	(1)原案可決 3件 (2)原案承認 9件
8	その他	傍聴者 3名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第4回南幌町議会臨時会 会議録

令和5年 5月23日(火)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 恵 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 二	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
----	-------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 笠 原 大 介

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長) 笠 原 大 介

1 0. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

1 1. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和5年第4回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

1番 湯本 要議員、2番 西股 裕司議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は5月23日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月23日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和5年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度南幌町一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和4年度南幌町一般会計補正予算(第10号)であり、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、町道除排雪事業費等の減額、歳入では、地方譲与税、地方交付税等の最終確定に伴う追加、ふるさと応援寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,798万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,580万円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第31号 専決処分書(令和4年度南幌町一般会計補正予算(第10号))の説明を行います。初めに、歳出から説明いた

します。予算書14ページをごらんください。

2款総務費1項2目文書広報費、補正額はあります。財源内訳を変更するものです。

3目財産管理費、補正額907万4,000円の追加です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金108万9,000円の減額、教育振興基金積立金9万8,000円の追加、ふるさと応援基金積立金985万5,000円の追加、森林環境譲与税基金積立金21万円を追加するものです。

4目企画振興費、補正額1,488万7,000円の減額です。協働まちづくり推進事業並びに観光周遊策推進事業で、それぞれ事業費の確定により精査するものです。

9目職員給与費、2,368万6,000円の減額です。職員給与費で、次ページにかけまして、職員の退職及び異動に伴い、給料、職員手当、共済組合負担金等を精査するものです。

12目百三十年記念事業推進費、補正額はあります。財源内訳を変更するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額120万5,000円の減額です。生活応援チケット事業で、事業費の確定により精査するものです。なお、実績といたしまして町民7,457名に配布し、97.8%の使用率となっております。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額390万3,000円の減額です。児童福祉総務経費で、障がい児支援給付費の確定により精査するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額1,482万2,000円の減額です。感染症予防事業で、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実績による精査、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、ワクチン接種委託料、時間外休日ワクチン接種会場への医療従事者派遣事業費補助金等の確定により精査するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費及び2目農業振興費につきましては、補正額はあります。財源内訳を変更するものです。

4目機場施設管理費、補正額570万7,000円の減額です。機場施設管理事業で、事業費の確定により精査するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額はあります。財源内訳を変更するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額4,285万5,000円の減額です。町道除排雪事業で、次ページにかけまして、事業費の確定により燃料費並びに除排雪業務委託料を精査するものです。別途配付しております資料に基づきまして、令和4年度の状況を説明をさせていただきます。別途配布の議案31号資料をごらんください。過去の実績とともに、1番右側には、令和4年度の状況を記載しております。累計の降雪量につきましては、5メートル52センチとなっており、令和3年度と比較しますと降雪量は減っている状況でございます。しかし、短期間の集中的な降雪により、除雪出動回数並びに援

助排雪等の件数が増加しているという状況になってございます。予算書18ページにお戻りください。

9款教育費4項2目社会教育振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをお開きください。

1款町税1項2目法人、補正額657万4,000円の追加です。

5項1目入湯税、補正額109万円の減額です。

2款地方譲与税2項1目自動車重量譲与税、補正額312万3,000円の減額です。

3項1目森林環境譲与税、補正額21万円の追加です。次ページにまいります。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金、補正額379万8,000円の追加です。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額2,546万8,000円の追加です。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額204万円の追加です。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金、補正額224万1,000円の追加です。次ページにまいります。

10款地方特例交付金2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、項の新設です。補正額6万円の追加です。以上、それぞれ確定によるものです。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額9,023万7,000円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより本年度の特別交付税の交付総額は4億8,023万7,000円となります。

次に、15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、補正額702万6,000円の減額です。1節保健衛生費国庫負担金で、それぞれ負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、補正額168万9,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、それぞれ補助金の確定によるものです。

4目土木費国庫補助金、補正額2,473万2,000円の追加です。1節道路橋梁費国庫補助金、3節臨時道路除雪事業費補助金で、それぞれ補助金の確定によるものです。なお、臨時道路除排雪事業費補助金3,000万円につきましては、短期間の集中的な降雪等に伴い、臨時特例措置として交付されたものでございます。

次に、16款道支出金2項3目衛生費道補助金、補正額193万4,000円の減額です。1節保健衛生費道補助金で、補助金の確定によるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額46万2,000円の追加です。1節農業費道補助金で、それぞれ補助金の確定によるものです。

次に、17款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額302万9,000円の減額です。光ファイバ貸付料の確定によるものでございま

す。次ページにまいります。

18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額103万円の追加です。第12区三好 富士夫様より南幌町名誉町民章受賞に際し100万円、令和5年3月31日付で退職した職員1名より3万円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額9万8,000円の追加です。北海道南幌高等学校閉校記念事業協賛会様より寄附をいただいたものでございます。

3目ふるさと応援寄附金、補正額985万5,000円の追加です。令和4年度ふるさと応援寄附金の確定によるものでございます。なお、御手元に各年度のふるさと応援寄附金実績資料を配布しておりますので、参考としてごらんをお願いいたします。また、企業版ふるさと応援寄附金といたしまして、岩見沢市、株式会社丸庭佐藤建設様、札幌市、株式会社田西設計コンサル様、札幌市、ホクレン農業協同組合連合会様より寄附をいただいたものでございます。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2億4,737万円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和4年度末基金残高は9億3,922万2,007円となります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額450万円の追加です。財源調整を行うものです。これにより令和4年度末基金残高は2億1,665万9,271円となります。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額836万3,000円の減額です。揚水機場維持管理費負担金の確定によるものです。

5目雑入、補正額96万円の追加です。いきいきふるさと推進事業助成金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ9,798万1,000円を減額し、補正後の総額を69億8,580万円とするものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度南幌町一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

議 長 詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

税務課長 内容の説明を求めます。税務課長。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例制定について）ご説明いたします。

地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、法施行規則の様式の追加、軽自動車税の税率の特例及び特定期間の改正、その他、関係法令の改正に伴う条文規定の整備が含まれたものでございます。

それでは、別途配布しました議案第32号資料 町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、様式の追加及び字句の整理を行うものでございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付、次ページにまいりまして、第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続に関する規定ですが、いずれも様式の追加及び字句の整理を行うものでございます。3ページへまいります。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続、続いて次ページの第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続に関する規定ですが、いずれも様式の追加を行うものでございます。

続いて、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定ですが、特例期間を延長するものでございます。

続いて第10条は、読替規定、次ページの第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ですが、固定資産税の課税標準の特例措置の期間終了に伴う削除及び引用項の規定の整備を行うものでございます。

続いて6ページ、第10条の3は引用条項の規定の整備を行うものでございます。

続いて旧条例の第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税、次ページ第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定ですが、いずれも特定期間終了に伴い削除するものでございます。

続いて第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定ですが、電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置等について、適用期間を延長する措置を行い、あわせて自家用ガソリン車等

の特定期間の終了に伴い、第3項から第6項を削除し、項を繰り上げたうえで、営業用ガソリン車の特例を延長する措置を行うものでございます。続いて11ページにまいります。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定ですが、特例期間の延長を行うものでございます。

続きまして、12ページ、改正附則でございます。

附則第1条は、施行期日を規定するものでございます。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第32号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第33号 専決処分書（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明を行います。本条例の制定につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴いまして、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を3月31日に専決処分し、公布したところであり、本議会臨時会において報告し承認を求めるものです。

初めに、改正の概要について申し上げます。1点目は、国民健康保険税課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得者層に配慮した保険税設定を図るため、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を2万円引き上げて、合計で上限額現行102万円を、改正後104万円にするものでございます。2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると応益割である均等割と平等割について、7割、5割、2割の軽減措置が受けられますが、この度の改正では、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。

それでは、別途配布しております議案第33号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第2条課税額の第3項の規定については、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から2万円引き上げ、22万円に改めるものです。この改正により、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額世帯数は47世帯で、改正前と比較しまして5世帯の減となっております。

次に、26条国民健康保険税の減額の第1項の規定については、第2条の限度額の改正に伴い改めるものです。

2ページにかけまして、第2号は5割軽減基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者数の数に乘すべき金額を現行28万5,000円から29万円に引き上げるものでございます。この改正により、5割軽減の対象世帯数は181世帯で、改正前と比較しまして4世帯の増となっております。

2ページの第3号は、2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者数の数に乘すべき金額を現行の52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。この改正により2割軽減の対象世帯数は128世帯で、改正前と比較しまして4世帯の増となっております。

次に3ページにかけて、第26条の2は、解雇や倒産などで離職された特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定について、引用する条項を改めるもので、第27条の2第2項の規定については、申告書の提出に当たり提示を求める書類について明記するものです。

次に附則の改正になります。附則第3項から7ページの第14項の規定については、引用する条項を改めるものです。

最後に、改正附則第1項は施行期日の規定で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項は国民健康減税条例の経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議長

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度南幌町一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和5年度南幌町一般会計補正予算(第1号)であり、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金及び受託事業収入の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,892万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億613万6,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第34号 専決処分書(令和5年度南幌町一般会計補正予算(第1号))の説明を行います。初めに、歳出から説明いたします。予算書9ページをごらんください。

4款衛生費1項2目予防費、補正額1,892万円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、令和5年度における5月から8月にかけて実施する重症化リスクの高い65歳以上の高齢者、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者、介護従事者等を対象としたワクチン接種に係る経費として、次ページにかけまして、ワクチン接種に従事する会計年度任用職員の報酬、手当、接種会場にかかる費用、接種委託料、健康管理システム改修費、予約受付システムの使用などに係る経費を追加するものでございます。なお、今回の接種対象者につきましては2,930人を見込み、5月25日から接種を開始し、8月までに11回の接種を予定しています。また、今回の対象とならない5歳から64歳までの方の接種は、9月から12月の期間で実施が予定されています。

次に、歳入の説明をいたします。予算書8ページをごらんください。

15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、補正額965万円の追加です。1節保健衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金です。2項3目衛生費国庫補助金、補正額920万2,000円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金です。

次に、21款諸収入4項4目、新型コロナウイルスワクチン接種等受託事業収入、補正額6万8,000円の追加です。1節新型コロナウイルスワクチン接種等受託事業収入で、町民以外の方が本町において接種した場合に係る受託収入となります。

以上、歳入歳出それぞれ1,892万円を追加し、補正後の総額を74億613万6,000円とするものです。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南幌町一般会計補正予算（第1号））については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程8 議案第35号 工事請負契約について（賑わい創出広場整備工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第35号 工事請負契約につきましては、賑わい創出広場整備工事にあたり、過日見積合せを執行したところです。

契約の内容につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第35号 工事請負契約についてご説明いたします。

1 契約の目的、賑わい創出広場整備工事。工事の主な内容につきましては、子ども室内遊戯施設の整備に伴い、施設周辺に憩いの場や賑わいの場を創出するため、花壇や芝生広場、植栽のほか、園路、キッチンカースペースなどの整備工事及び実施設計業務となっています。

2 契約の方法、令和2年9月25日に締結した南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業基本協定書に基づく随意契約とするもので、本件につきましては、去る5月15日に見積合せを執行しています。

3 契約金額、9,130万円（内消費税及び地方消費税の額830万円）。

4 契約の相手方、大和リース株式会社グループ、代表事業者、札幌市東区北42条東17丁目6番12号、大和リース株式会社北海道支店、支店長 稲垣 仁志、構成員、札幌市中央区南1条西10丁目3番地、株式会社創建社、代表取締役社長 森下 京佐、以下6社。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和5年12月20日まで。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 工事請負契約について（賑わい創出広場整備工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第36号 工事請負契約について（道路照明改修工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 工事請負契約につきましては、道路照明改修工事にあたり、過日入札を執行したところで

す。契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第36号 工事請負契約についてご説明いたします。

1 契約の目的、道路照明改修工事。工事の主な内容につきましては、町道に設置しています街路灯照明全372基のLED化改修工事を行います。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億1,110万円（内消費税及び地方消費税の額1,010万円）。本件につきましては去る5月15日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は97.8%でございます。4 契約の相手方、空知郡南幌町北町4丁目8番4号、鳥山電気工事株式会社南幌営業所、所長 村田 圭介。参考としまして、工期は契約締結日より令和6年2月29日までとしています。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第36号 工事請負契約について（道路照明改修工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１０ 議案第３７号 工事請負契約について（中央公園トイレ改修工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第３７号 工事請負契約につきましては、中央公園トイレ改修工事にあたり、過日入札を執行したところでは、

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第３７号 工事請負契約についてご説明いたします。

１ 契約の目的、中央公園トイレ改修工事。工事の主な内容につきましては、現在のトイレの老朽化に伴い、新たにオールシーズン使用ができますユニット方式のトイレを新設いたします。２ 契約の方法、指名競争入札。３ 契約金額、５，８７４万円（内消費税及び地方消費税の額５３４万円）。本件につきましては去る５月１５日、指名５社による入札を執行しております。なお、落札率は９８．０％でございます。４ 契約の相手方、空知郡南幌町元町１丁目４番５号、株式会社南幌土建、代表取締役 峰尾 義明。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和６年１月３０日までとしています。

以上で、議案第３７号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

４番 熊木 恵子議員。

熊木議員

１点だけ伺います。このトイレの改修工事、今課長のほうから説明があったんですけども、工期が令和６年１月３０日までとなっています。それで、トイレが老朽化して取り替えるということですので、やはり今公園もオープンしていますし、なるべく早くトイレの設置は急がれると思うんですよね。この工期を縮めるというか、その辺のことができないのかどうか、その１点伺います。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

ただいまのご質問にお答えいたします。現在この工事発注、今この契約が本契約をいたした後ですね、部品の発注等を行います。当然ユニット工事のトイレでございますので、納期までに約３か月程度かかると言われております。現在５月ですから、おおむね８月末ということで、７月８月は夏休みの期間でもございます。当然その辺は避けてですね、恐らく本工事につきましては、９月末もしくは１０月頭から１２月程度にかけて進めていくというような予定となっております。あくまでも、現在中央公園につきましてはたくさんのお客様で賑わっている状況でございますので、その工事が邪魔をしないように、当然安全対策も踏まえて、お盆明け、当然夏休みが終わった期間である程度落ちつきを見せた時期に、順次設置工事については進めていきたいと思っています。当然撤去工事につきましても、はれっばの外構工事にあわせましてスケジュールを詰めまして、安全対策を踏まえながら取り壊しをしながら、新しい所にまた設置も進めていくというような考えでございますので、工期につきましては長く取っている状況はあ

議 長
熊木議員

りますけれども、あくまでも年内に設置は進めたいということで考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

4 番 熊木 恵子議員。

今課長に説明いただきましたけれども、その工期の期間は長くとっているということで、やはり今中央公園が大型の滑り台もできてすごく賑わっています。それでトイレってすごく大事なことだと思うんですよね。今回の予算も絡めて、中央公園が本当に新しく生まれ変わってたくさんの方に利用してもらっているからには、やはりトイレは大事なので、なるべく早く担当のほうからこの工期の間ではありますけれども、早く設置できるように再度お願いしてほしいと思います。その意見付します。

議 長
熊木議員
議 長

答えはいりませんね。

はい。

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 37 号 工事請負契約について（中央公園トイレ改修工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 11 発議第 9 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、議会懇談会出席のための年度ごとの承認案件でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程 12 発議第 10 号 議員派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程 13 発議第 11 号 議員派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の新任

議員の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程 1 4 発議第 1 2 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の広報研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程 1 5 発議第 1 3 号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3 委員会の所管事務調査につきましては、承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 1 8 分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 番 _____

2 番 _____